

Ⅲ 決算に関する情報

○ 平成19年度決算（エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳入		歳出	
一般会計より受入	453,800	燃料安定供対策費	255,042
石油証券及借入金収入	1,432,700	エネルギー需給構造高度化 対策費	157,692
備蓄石油売払代	34	独立行政法人運営費・出資	138,065
雑収入	150,281	国債整理基金特別会計へ 繰入	1,475,885
前年度剰余金受入	294,863	事務取扱費	3,796
		予備費等	0
合計	2,331,679	合計	2,030,482

※1 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

2 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数がない場合は「-」で表示している。

・借入金等（借入金並びに公債及び証券の発行収入金）の額及び借入金等の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

（借入金等の額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,432,700百万円

（予算に計上した借入金等の額）・・・・・・・・・・1,666,800百万円

（相違した理由）

石油証券の借換発行額が予定より少なかったこと等のため。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金の額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・301,197百万円

（剰余金が生じた理由）

歳入予算を上回る収納済歳入額及び歳出予算のうち現実に支出されなかった部分（翌年度繰越額、歳出不用額）があったため。

（剰余金の処理の方法）

特別会計に関する法律第8条第1項の規定に基づき、翌年度以降のエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定の財源として活用される。

（剰余金と一般会計からの繰入れの関係）

エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定においては、特別会計に関する法

律第90条に基づき、石油石炭税を一度一般会計に組み入れた上で、第8条第1項に基づき翌年度の歳入に繰入れられる剰余金の状況と当該事業の経費に照らし必要な金額を、「予算で定めるところにより」、特別会計に繰入れられることとされている。その結果として、剰余金の見合いの額について歳入予算における一般会計からの繰入額が減少することとなり、一般会計の歳出圧縮に貢献している（剰余金から一般会計への繰入れを行った場合と同様の効果となる）。

- ・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項

(省庁別決算額)

経済産業省分決算額

歳入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2, 286, 759百万円

歳出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2, 003, 235百万円

環境省分決算額

歳入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44, 920百万円

歳出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27, 246百万円